

## 大阪市告示第1820号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ住之江公園店

大阪市住之江区新北島一丁目1番2号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

代表取締役 吉田 直樹

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

パウ住之江公園

大阪市住之江区新北島一丁目1番2号

(変更後)

ドン・キホーテ住之江公園店

大阪市住之江区新北島一丁目1番2号

② 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後)

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

代表取締役 吉田 直樹

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田 隆夫

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

外3者

(変更後)

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

外1者

- (4) 変更年月日

① 令和4年4月1日

② 令和6年9月27日

③ 令和5年12月1日

- 2 届出年月日

令和6年12月11日

- 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和6年12月27日(金)から令和7年4月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月28日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)